



労働時間の考え方：研修・待機・移動時間など

弊社では、4月～6月に新入社員の研修を行っていますが、それ以外にも定期的に研修を行っています。中には、業務上必要な研修で強制参加のものや、参加が自由な英会話研修などがあります。現状は、参加が自由な研修などは労働時間としていません。労働時間となる研修と労働時間とならない研修の判断基準があるのでしょうか。

社会保険労務士法人
庄司茂事務所

特定社会保険労務士

庄司 茂



労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことで、拘束時間から休憩時間を除いたものです。使用者の明示または黙示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に該当します。

「働き方改革」で時間外労働の上限規制が適用されたことにより、労働基準監督署への労働時間管理についての問い合わせが多くなっています。

(1) 労働時間に該当する研修・教育訓練

研修・教育訓練への不参加について、就業規則で減給処分の対象とされていたり、不参加によって業務を行うことができなくなったりするなど、事実上参加を強制されている場合には、研修・教育訓練であっても労働時間に該当します。

- ①使用者が指定する社外研修について、休日に参加するよう指示され、後日レポートの提出も課されるなど、実質的な業務指示で参加する研修
- ②自らが担当する業務について、あらかじめ先輩社員がその業務に従事しているところを見学しなければ実際の業務に就くことができないとされている場合の業務見学

(2) 労働時間に該当しない研修・教育訓練

研修・教育訓練について、業務上義務づけられていない自由参加のものであれば、その研修・教育訓練の時間は、労働時間に該当しません。

- ①終業後の夜間に行うため、弁当の提供はしているものの、参加の強制はせず、また、参加しないことについて不利益な取り扱いもしない勉強会
- ②労働者が、会社の設備を無償で使用する許可をとった上で、自ら申し出て、一人または先輩社員に依頼し、使用者からの指揮命令を受けることなく勤務時間外に行う訓練

③会社が外国人講師を呼んで開催している任意参加の英会話講習。なお、英会話は業務とは関連性がない

(3) 労働時間に該当しない直行直帰・出張の移動時間

直行直帰・出張に伴う移動時間について、移動中に業務の指示を受けず、業務に従事することもなく、移動手段の指示も受けず、自由な利用が保障されているような場合には、労働時間に該当しません。

- ①取引先の会社の敷地内に設置された機械・装置の点検業務のため、自宅から取引先に直行する場合の移動時間
- ②遠方に出張するため、仕事日の前日に当たる休日に、自宅から直接出張先に移動して前泊する場合の休日の移動時間

(4) 労働時間に該当しない仮眠・待機時間

- ①仮眠室などにおける仮眠の時間について、電話等に対応する必要はなく、実際に業務を行うこともないような場合
- ②週1回交代で、夜間の緊急対応当番を決めているが、当番の労働者は社用の携帯電話を持って帰宅した後は自由に過ごすことが認められている場合

(5) 労働時間に該当しない更衣時間など就業前後

①更衣時間について、制服や作業着の着用が任意であったり、自宅からの着用を認めているような場合
②交通混雑の回避や会社の専用駐車場の駐車スペースの確保等の理由で労働者が自発的に始業時刻より前に会社に到着し、始業時刻までの間、業務に従事しておらず、業務の指示も受けていないような場合
ただし、使用者の指示により、業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）の時間、業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業所内で行った時間は労働時間に該当します。